

告 示

埼玉県選管告示第二十号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成五年埼玉県選管告示第三十号）の一部を次のように改正する。別記第一号様式その一中「㊦」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第一号様式その二中「㊦」を削り、備考を次のように定める。

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第一号様式その三中「㊦」を削り、備考を次のように定める。

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第二号様式その一中「㊦」を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

5 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載の二の三「㊦」や証の「㊦」を提出する場合は、

- 4 候補者本人が申請する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合には委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載の二の三「㊦」や証の「㊦」を提出する場合は、

- 4 候補者本人が申請する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合には委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載の二の三「㊦」や証の「㊦」を提出する場合は、

- 8 候補者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載の二の三「㊦」や証の「㊦」を提出する場合は、

- 7 候補者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載の二の三「㊦」や証の「㊦」を提出する場合は、

- 7 候補者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載の二の三「㊦」や証の「㊦」を提出する場合は、

- 5 候補者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記載の二の三「㊦」や証の「㊦」を提出する場合は、

- 5 候補者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置が

ある場合は、この限りではありません。

別記第七号様式その一を次のように改める。

その一

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 氏 名

住 所(〒)

電 話 番 号 ()

氏名又は名称

法人の場合は
代表者の氏名

担 当 者 名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

銀行			支店	
口座名	義	口座名	普通・当座	
		口座番号		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年月日	円 台 円 () × () =	円 台 円 × () =	円	
年月日	円 台 円 () × () =	円 台 円 × () =	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円 台 円 () × () =	円 台 円 × () =	円	
年 月 日	円 台 円 () × () =	円 台 円 × () =	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円 十 円 () × () =			
年 月 日		円 十 円 () × () =			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別記第七号様式その二を次のように改める。

その二

請 求 書

(ビラの作成)

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 氏 名

住 所 (〒)

電 話 番 号 ()

氏名又は名称
法人の場合は
代表者の氏名
担 当 者 名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行何選挙 (何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

銀行		支店
(ふりかぎな) 口 座 名 義	口 座 名	普 通 ・ 当 座

	口 座 番 号	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、埼玉県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	B	$A \times B = C$	D	E	$D \times E = F$	G	H	$G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
円 銭
 - 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記第七号様式その三を次のように改める。

その三

請 求 書

(ポスターの作成)

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第13条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 氏 名

住 所 (〒)

電 話 番 号 ()

氏名又は名称

法人の場合は
代表者の氏名

担 当 者 名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

銀行			支店	
口座名	義	口座名	普通・当座	
-----			口座番号	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、埼玉県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B= C	単価 D	枚数 E	金額 D×E= F	単価 G	枚数 H	金額 G×H= I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合
$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合
$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。